

第38回自然環境保全及び 公害防止ポスター コンクール

本コンクールは、町内の児童生徒に、自然環境の保護保全と公害の未然防止等の環境問題について興味を持って、自然の大切さを考えてもらう事を目的に実施しています。

今回は104点の応募があり、審査の結果、次の児童生徒が入賞しました。



小学校1年生の部 最優秀賞作品



小学校2年生の部 最優秀賞作品



小学校5年生の部 最優秀賞作品



小学校3年生の部
最優秀賞作品



小学校4年生の部
最優秀賞作品



小学校6年生の部
最優秀賞作品



中学校1年生の部
最優秀賞作品

小学生の部

■ 1年生	最優秀賞	野付小	白土 唯愛
	優秀賞	野付小	山本 晃聖
	佳作	野付小	内藤 初音
■ 2年生	最優秀賞	別海中央小	伊原 彪真
	優秀賞	野付小	荒川さくら
	佳作	野付小	山口 晴也
■ 3年生	最優秀賞	上春別小	石井 優衣
■ 4年生	最優秀賞	別海中央小	竹中 亮太
	優秀賞	別海中央小	牧野このか
■ 5年生	最優秀賞	別海中央小	志賀妃奈乃
	優秀賞	別海中央小	伊井 大河
■ 6年生	最優秀賞	別海中央小	安井勘太郎
	優秀賞	別海中央小	奥村 舞野

中学生の部

■ 1年生	最優秀賞	別海中央中	相和 栞緒	佳作	別海中央中	岩本 莉奈
	優秀賞	別海中央中	新保 早彩		別海中央中	穴戸 愛実
		別海中央中	本間 永愛		別海中央中	島影あさみ

スポーツセンターから

競技力向上セミナー

ケガをしない身体を作ろう スポーツ障害の予防と対策

釧路労災病院で理学療法士として活躍されている田口暢秀氏をお招きし、子どもたちの成長段階によるトレーニングの注意点や課題について学びます。ぜひ、ご来場ください。

■ 日 時	3月21日(月)	午後5時から午後6時30分まで
■ 会 場	町民体育館	■ 参加料 無料
■ 対 象	スポーツ少年団員、部活動等の指導者、保護者など、どなたでも参加可能です。	
■ 申込み	3月15日(火)までに代表者氏名及び参加者数をご連絡ください。	

問合せ・申込み 別海町総合スポーツセンター TEL 75-2882 FAX 75-0418 Eメール sports@betsukai-pf.or.jp

育てよう別海町の『学びの木』

【幼児期】自然とふれあいながら友達と元気に遊ぶ

身近な自然、素材を利用して 作り出す遊びの楽しさ 別海愛光幼稚園の生活より

愛光幼稚園の子ども達は、寒い日も外が大好き。積極的に外に出て体を動かし、遊びを楽しんでいます。近くには公園もあり、時間を見つけて出かけています。

私自身も遊具よりも自然あふれる森の中での遊びが大好き。子どもたちもそれを知っているのか、「森に行くの?」「やったあ」と、喜んでくれます。



散策路を利用したの鬼ごっこ。散歩ですれ違う方とも挨拶を交わし、お互い笑顔になります。

いつもの園庭での遊びとは違い、森の中では自分たちで作り出し、相談しての遊びが広がります。

「ここで焼き肉しない?」と大きな石をプレートに見立て、葉っぱや木の実、枝を集めて焼き肉パーティーが始まります。

そこへ「お腹空いたあ」と、お客さんがやって来て、自然にやりとりが始まります。



冬は、園庭や公園の土手にてお尻すべりや雪遊び。自然の移り変わりを体いっぱい感じます。

室内では、たくさんの積木で作るドミノタワー、お家作りが男の子に人気です。毎日作る形は変わりますが、大人でも考えられないような物を協力しながら作り出しています。四角い積木が形を変え、色々な物に変わっていく様は見ているだけでも楽しいです。年長児の姿に刺激を受け、年中児が遊びに加わり、共に喜び合う姿も見られます。



たくさんの自然、友だちとかわる中で、心も体も大きくなることを願い、日々子ども達と過ごしています。

(生涯教育研究所
所員 吉田里子)

幼児の生活は遊びが中心です。遊ぶことにより運動能力や知的能力が養われ、感性や好奇心が磨かれます。

積み木や砂などの素材からいろいろなものを作って楽しむ遊びは、組み合わせたり組み立てたりして遊ぶ中で、色、形や大きさ、様々な事象を学びます。そして、そうした遊びを友だちと楽しむ中で、友だちとのかかわりを学びます。

豊かな自然は、子どもの心と体をのびのびとはぐくみます。野山をかけめぐる遊びは、自分自身の体をコントロールする身のこなしを教えてください、自然の中にある素材は子どもの遊びを創造し、想像力を養います。

私たちは、別海の豊かな自然に囲まれて暮らしています。外に連れて行くだけで、豊かな自然が質のよい遊びを提供してくれます。

早寝早起き朝ごはんテレビを止めて外遊び

別海型コミュニティ・スクールだより 第1号

地域とともにある学校づくり

別海型コミュニティ・スクール
運営構想について

社会環境の変化により学校の抱える課題が複雑化する今、学校や家庭、地域が連携し、学校教育の充実や生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上が求められています。

町では、学校や保護者、地域の皆さんが知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域と共ににより良い学校づくりに取り組む「別海型コミュニティ・スクール」の導入を進めています。

平成28年度は、町内1 試行地区を選定し、町民の皆さんにコミュニティ・スクールへの理解を深めていただく中で、子ども達の豊かな成長を支える学校づくりを目指します。

コミュニティ・スクールとは



※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長に代わり学校運営を決定・実施するものではありません。

問合せ／学校教育・適正化等担当（内線3512）

郷土資料館から

郷土資料館だより

巡回展「道東の博物館が選ぶ
イチオシの資料・風景」のお知らせ

道東3 管内博物館施設等連絡協議会に加盟する各館のイチオシの資料、風景のパネル展を開催します。ぜひ、ご来場ください。

■期間 3月2日(水)から3月27日(日) ■場所 図書館

3月の休館日 5日、6日、14日、19～21日、28日

4月の休館日 2日、3日、11日、16日、17日、25日、29日、30日

問合せ／郷土資料館
TEL・FAX 75-0802
Eメール kyoudo@betsukai.jp

図書館から

別海町図書館は日本全国の図書館と繋がっています

図書館には、図書館同士で本の貸借をする相互貸借（そうごたいしゃく）という制度があります。この制度は、皆さんのお探しの本が当館の蔵書になく、かつ購入できない場合に、他の図書館から本を借りてご利用いただくというサービスです。

公共図書館だけでなく、国立国会図書館や大学図書館、各種専門図書館からも借りることができますので、調査研究等で専門的な書籍をお探しの方は、お気軽にお問合せください。

小さい子のお話の時間

図書館職員が赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。

■日時 4日、11日、18日、25日(金)

午前11時から11時15分

■場所 図書館「お話のコーナー」

■対象 0歳から3歳程度

3月の休館日 7日、14日、20日、21日、28日、31日（月末休館日）

4月の休館日 4日、11日、18日、25日、28（月末休館日）、29日

休館中の返却は玄関横の返却ポストをご利用ください。

問合せ／図書館 TEL 75-2266 FAX 75-0506 Eメール tosyos@betsukai.jp

監査結果の公表

監査委員は、地方自治法等に基づき、町長の指揮監督から独立した立場で、町及び関係機関における「支出や契約、財産管理等の財務に関する事務の執行」や「公営企業の経営に係る事業の管理」が、法令等に従い、適正に行われているかを監査しています。

平成27年度に実施した監査結果について、次のとおりお知らせします。

別海町監査委員 志賀 正章、田村 秀男、森本 一夫

「平成27年度定期監査」結果

- 1 **監査の実施期間** 平成27年11月18日から平成27年12月1日までのうち9日間
- 2 **監査の対象部局** 全ての部及び部外局
- 3 **監査の対象事項及び範囲**

監査の対象事項 事業管理、財務事務等

監 査 の 範 囲 平成27年度「今年のしごと」掲載事業の執行状況及び平成27年4月1日から10月31日までに執行された事務、事業等
- 4 **監査の目的、着眼点及び方法**

各部課等が分掌する事務、事業が関係法令に従って適切、かつ、効率的に執行されているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類を審査するとともに、担当職員から説明を聴取し、質問を加えるなどの方法で実施した。
- 5 **監査の結果**

監査の結果について、事業の執行及び事務処理等はおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部には次の指摘事項のとおり、検討又は改善を要するものが見受けられた。

 - (1) **予算執行計画及び資金計画について**

本監査の実施に当たり事前提出を求めた「予算執行計画書」及び「資金計画書」（別海町財務会計規則第12条1項・2項）が作成されていないことが確認された。これらの書類に代えて、「収入予定額調書」及び「支出予定額調書」を会計管理者に送付しており、歳入歳出に係る執行予定を明らかにする目的は達せられてはいるが、規則が遵守されていない状況にあるので規則の見直し等も含め実態と整合するよう改善されたい。
 - (2) **資金前渡による支払い及び資金の保管について**

別海町財務会計規則第60条から第66条の規定により、資金前渡による支払いが認められているが、交付を受けた前渡資金の大半の額を3カ月後に戻入している事例が複数見受けられた。これは、第62条第1項第1号の限度額に関する規定「常時の費用に係る経費毎3月分の額」を準用しているものと思われるが、上記のようなケースは常時の費用とは認められないので、前渡の必要性も含め検討し、改められたい。

また、前渡資金の保管状況の聴き取り結果では、対象のすべてで出納室金庫や課所管の金庫に保管されており、規則第64条を遵守していない状況であるが、即時現金で支払わなければならない等の目的を考慮すると、規定のとおり金融機関に預入れることが合理的であるのか疑問が残るところであり、このことについても規則と実態が整合するよう改善されたい。
 - (3) **週休日の振替について**

職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条では、週休日に勤務を命じたときには、規則に定めた期間内に週休日を割り振ることができると規定されている。一方、別海町職員の給与に関する条例第11条第4項で、1週間の正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すると規定されている。従って勤務を命じた週休日と同一週内に週休日を割り振ることができないときは超過勤務手当を支給しなければならないが、このことを理解し割り振り又は手当を支給している部署は一部であった。

任命権者は週休日等に特に必要があり勤務を命ずるときは、これらの条例の趣旨を十分理解し、振替日の調整及び事務処理が適正に執行されるよう改善されたい。

今後の事務執行に当たってはこれらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。